

9 . 港湾運送関連事業料金

大阪港運協会 (TEL 06-6572-4601)

令和 5 年 4 月 1 日現在

(1) 船積貨物固定区画料金

I. 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

品 目	セキュアリング	作業標準
コンテナ	1 個につき 3,216～3,262 円	ラッシング及びショアリング
ノックダウン自動車	1 トンにつき 248～251 円	ラッシング及びショアリング
雑貨類・機械類 (1 個当たり 5 トン未満のもの)	〃 420～426 円	ラッシング及びショアリング
機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの)	〃 329～333 円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)	〃 211～214 円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル (口径 12 インチ以上の鋼管含む)	〃 266～269 円	ラッシング及びショアリング
小型車輛	1 台につき 1,179～1,196 円	ロープ又はゲージワイヤーによる 4 点ラッシング

(注) 上記基本料金はチェンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ①ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。
- ②ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。

又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼間（8時30分から16時30分まで）	1口1時間につき（6人）	23,100～23,483円
半夜（16時30分から21時30分まで）	1口1時間につき（6人）	36,000～36,530円

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口構成員が基準人数（6人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼間（8時30分から16時30分まで）	1口につき（6人）	183,200～186,298円
半夜（16時30分から21時30分まで）	1口につき（6人）	183,200～186,298円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

①昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

②半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（6人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

(1個につき、単位：円)

区 分	1口の作業員数	20フィート型	40フィート型
ドライコンテナ	2人	7,600～8,100	11,400～12,000
フラットコンテナ	2人	12,200～13,000	18,300～19,500

(注) 当該作業において、前項に掲げる2.の割増料金、3.の待機料金、及び4.の最低料金が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

6. 分担金等

品 目		港湾福利分担金	港労法関係 付 加 金	労働安定基金
コンテナ	1個につき	11円20銭	6円18銭	9円80銭
ノックダウン自動車、雑 貨類・機械類・鋼材類	1トンに つき	1円36銭	75銭	1円19銭
小型車輛	1台につき	4円48銭	2円47銭	3円92銭

7. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

9. その他

(1) 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(3) 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。

(5) 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

(6) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 船内清掃料金

I. 適用範囲

この船内清掃料金は、船艙内の清掃作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

前積貨物名		種 類	
		普通清掃	水洗清掃
穀 飼 鉱石 肥料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	56.30～57.50	82.30～84.00
	石炭、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚	59.90～61.20	93.20～95.10
	黒鉛、セメント、亜鉛礦 ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石	79.40～81.00	117.80～120.00

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ①普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。
- ②水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

(2) 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。又、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	種 類	
	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,220～55,350	65,830～67,200
夜間 (16時30分から21時30分まで)	84,350～86,100	102,400～104,540

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

種 類	種 類	
	普通清掃 (14人)	水洗清掃 (17人)
昼夜区分		
昼間 (8時30分から16時30分まで)	430,150~439,110	522,250~533,120
夜間 (16時30分から21時30分まで)	430,150~439,110	522,250~533,120

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1トンにつき)

前 積 貨 物 名	種 類	港湾福利分担金	港労法付加金		労働安定基金
			普通清掃	水洗清掃	
穀 飼 鉱石 肥料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	25 銭	8 銭	15 銭	22 銭
	石炭、鉄鉱石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚		8 銭	15 銭	
	黒鉛、セメント、亜鉛礦 ニッケル鉱、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石		15 銭	15 銭	

6. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

- (1) 艙内清掃料金は船艙の容積（グレンキャパシティ）に対し適用し、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとします。
- (2) 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある艙内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数(グレンキャパシティ)	基本料金適用係数
5,000 トン未満	1.6
5,000 トン以上 20,000 トンまで	1.6～1.0 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.04 ずつ減ずる)
20,000 トン	1.0 (基本料金)
20,000 トン以上 40,000 トンまで	1.0～0.8 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.01 ずつ減ずる)
40,000 トン以上 50,000 トンまで	0.8～0.6 (1,000 トンを増す毎に係数を 0.02 ずつ減ずる)
50,000 トン以上	0.6

8. その他

- (1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (2) 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (3) タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- (4) 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- (5) ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- (6) 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (7) 脱臭剤、ウエス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等、及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- (8) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 荷直・荷造料金

I. 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

①荷直料金 (1トンにつき 単位円)

区 分	金 額
船内荷直料金	2 1 4 ~ 2 2 1
沿岸荷直料金	6 4 3 ~ 6 6 3

②沿岸荷造料金 (1トンにつき 単位円)

区 分		金 額		
本船接岸・はしけ揚撒貨物料金		小麦、米		
		8 8 9 ~ 9 2 3		
コンテナ詰の 撒貨物料金	麻 袋	メイズ・大豆・雑豆	バン卸し袋詰	
		ヘイキューブ	バンよりベルト揚袋詰	
	フレコン	メイズ・大豆・雑豆	1, 402 ~ 1, 455	2, 463 ~ 2, 557
		ヘイキューブ	2, 385 ~ 2, 475	—
		3, 079 ~ 3, 196	4, 390 ~ 4, 557	
		4, 206 ~ 4, 366	—	

(注) (1)39 kg未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2)解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

(1)作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

- ①船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ②沿岸荷直作業は、舳揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- ③沿岸荷造作業は、舳揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

(2)料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容（作業方法、取扱量、人員等）の貨物の料金を適用します。又、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

3. 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

(1口1時間につき 単位円)

区 分	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	7,730～7,980	15,460～16,045
夜間 (16時30分から21時30分まで)	12,030～12,410	24,050～24,961

本料金は、作業開始時刻（昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分）以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。

ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

4. 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

(1口につき 単位円)

区 分	船内荷直 (1口2人)	沿岸荷直・荷造 (1口4人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	61,330～66,300	122,650～132,600
夜間 (16時30分から21時30分まで)	61,330～66,300	122,650～132,600

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配取消の場合

①昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間作業の最低料金を適用します。

②半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或は待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数（船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人）以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

5. 分担金等

(1トンにつき)

区 分	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	75 銭	41 銭	66 銭
沿岸荷直料金	2 円 24 銭	1 円 24 銭	1 円 96 銭
沿岸荷造料金	4 円	1 円 50 銭	3 円 50 銭

6. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

8. その他

(1) 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

(2) 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備、又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が55キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(3) サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

(4) 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。